

広報



あさくら

【お知らせ版】

2017
平成 29 年
7 月 15 日号

No.272



■約 230 年前から続く伝統を誇りに「朝倉三連水車組立・稼働」
6 月 17 日、朝倉三連水車群が勢いよく稼働を始めました。先人たちの知恵により 35% の田が潤され、朝倉に夏が到来しました。

遡ること、その 1 週間前。地元大工の手で水車が組み立てられました。金釘などは一切使わず、「竹栓」という竹の杭で、水車の部材が一つひとつ固定されていきます。今年の水車大工の妹川幸二さんと梅野透さんを中心に、若大工の植田哲雄さんも加わり、作業が行われました。江戸時代から続く伝統が、現在まで受け継がれています。

国民健康保険制度のお知らせ	2 ~ 3 P
市政ニュース	4 ~ 7 P
ステップ運動	8 P
情報満載！お知らせ広場	9 ~ 11 P
健康と福祉のページ	12 ~ 13 P

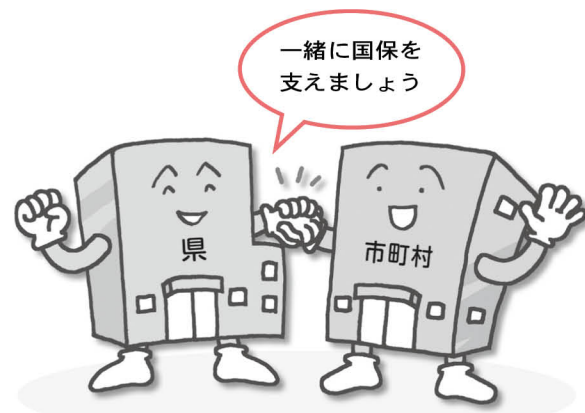
平成30年
4月から

国保加入者の皆さんへ

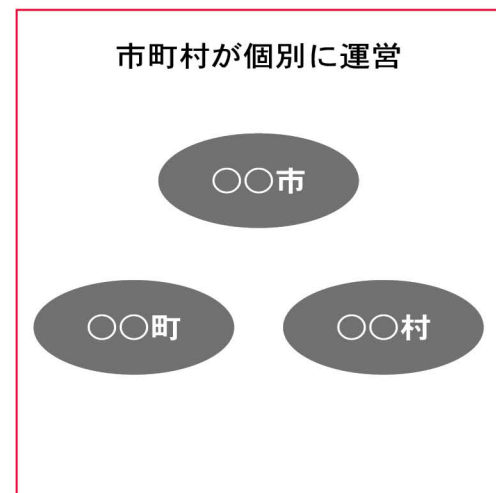
国保制度が変わります！

県と市町村で 国保を運営します

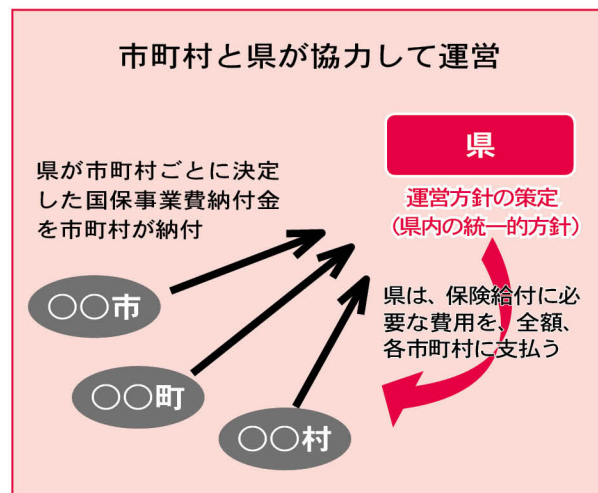
現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。



●平成30年3月まで



●平成30年4月から



どうして県と市町村で一緒に運営する必要があるの？

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。

このことによって、わが国では、安心して暮らすことができるようすべての人が医療保険に加入する国民皆保険制度が実現されています。

しかし、市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、医療費水準は高く、加入者の所得水準が低いため、財政的に厳しい問題を抱えています。

そこで、市町村国保を県単位化することで、安定的な財政運営を目指します。また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。

財政運営を安定化させます



県と市町村の役割はどうなるの？

県は、各市町村が保険税を決めるために参考とする標準保険税率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

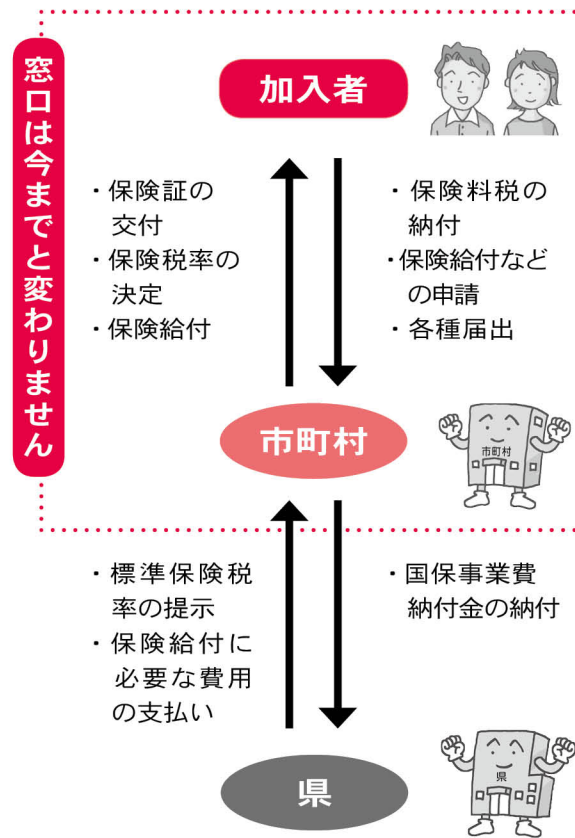
平成30年4月からの県と市町村の主な役割

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割（財政運営の責任主体） ○市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ○各市町村の標準保険税率を提示 ○保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い ○国保の統一的な運営方針を決定 ※国保事業費納付金…国保の事業に必要な費用	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施 ○加入者の資格管理（各種届出の受付・保険証の発行等） ○保険税の賦課・徴収 ○保険給付の決定、支払い ○国保事業費納付金を県に納付 ○保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

わたしたち加入者にはどんな影響があるの？

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。

また、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村で変わりません。



平成30年4月以降に変わること

被保険者証等の様式が変わります

県も国保の保険者となるため、被保険者証（以下、保険証）や限度額適用認定証等の様式が変わります。保険証は、平成31年度の保険証更新の際に変更となる予定です。

国保の加入・脱退は都道府県単位になります

県内の他市町村へ転居した場合は、国保の加入・脱退は生じません（しかし、保険証に記載されている住所地の変更手続きが必要です）。ただし、他の都道府県へ転居した場合は、国保の加入・脱退の手続きが生じます。

高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

県内の他市町村への転居などであれば、高額療養費の多数回該当は通算されるようになります。※多数回該当…過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

問 市保険年金課国民健康保険係 ☎ 22-1111、内線 61-153

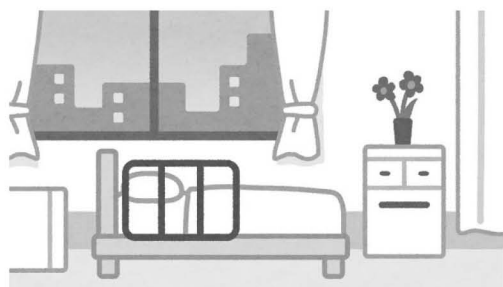
医療療養病床に入院している人の 光熱水費負担額が変更

保険年金課

10月から医療療養病床に入院している65歳以上の人の光熱水費負担額（1日あたり光熱水費）を、下表のように見直します。

ただし、指定難病・高齢福祉年金受給者については、引き続き負担はありません。

問 市保険年金課（内線61150、181）または、福岡県後期高齢者医療広域連合（☎092-651-3111）



医療療養病床に入院している65歳以上の人のうち	平成29年9月まで	平成29年10月～平成30年3月	平成30年4月～
医療の必要性の低い人	320円	370円	370円
医療の必要性の高い人（指定難病の人以外）	0円	200円	370円
指定難病の人 高齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

重度障害者医療証・ひとり親家庭等 医療証の更新が必要です

保険年金課

平成29年9月30日で「重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証」の有効期間が終了します。更新手続きが必要です。対象者には7月下旬以降に通知します。更新の手続きをしないと、10月から受給資格がなくなり、10月以降は所得判定の基準が平成28年中の所得へ切替となり、再度申請することになります。10月1日～31日までに手続きしてください。

【手続き・問い合わせ先】
 ・市保険年金課公費医療係（内線61138、139）
 ・朝倉支所市民窓口係（☎5231523）
 ・杷木支所市民窓口係（☎621950）

「朝倉市手話言語条例」を制定

福祉事務所

「朝倉市手話言語条例」が3月に朝倉市議会定例会で可決、制定され、4月1日から施行されています。

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語と位置付けられましたが、手話に対する理解が深まっていると感ぜられる状況には至ってません。

この条例では、「手話は言語である」という認識に基づき、手話への理解を広げ、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる朝倉市を目指しています。

今後、手話に対する理解促進、手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

問 福祉事務所障がい者福祉係（内線61121）

朝倉市消費生活センターにご相談ください

商工観光課

朝倉市消費生活センターでは、次の相談内容に対応しています。

- ・身に覚えのない請求
- ・商品の契約やトラブル
- ・振り込め詐欺
- ・多重債務

その他、日常生活の中で起こる消費生活についての苦情や問い合わせなどに専門の相談員が対応し、その解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

「不審な電話がかかってきた」「悪質商法の被害に遭ってしまった」「契約内容に納得できない」など、心配なことがありますら、気軽に相談してください。

また、多重債務などが原因で起こる「心の病」の相談には保健師が対応します。

■平成28年度の相談概要 年間257件

消費生活センターには、平成28年度に257件の相談が寄せられました。前年度の306件に比べ49件減少しています。相談内容は、放送・コンテンツ等が（37件）、役務その

他が（17件）、インターネット通信サービスが（14件）などとなっています。今後、更に消費者問題は複雑化すると予想されます。

内容も多様化し、複雑なケースもありますので、一刻も早く専門の相談窓口や弁護士に相談することが大切です。

問 市商工観光課商工労働係（☎521428）

朝倉市消費生活センター

■場所：朝倉支所1階 相談室
 ■日時：月～金、10時～16時（祝日は除く）
 ■電話：521128（直通）
 【臨時消費生活相談】
 ■日時：2カ月に1回（偶数月）、10時～16時

■場所
 《杷木地区》第2水曜日、社会福祉協議会・杷木支所
 《甘木地区》第4火曜日、社会福祉協議会・甘木本所（ピーポト甘木・保健福祉センター内）

相談所	件数	年齢	件数	主な内容
定例相談（朝倉支所）	255件	10代	4件	商品一般、和服、洋服一般等
臨時相談（社協）	2件	20代	19件	放送コンテンツ等、理美容、健康食品等
		30代	30件	融資サービス、移動通信サービス、役務その他等
		40代	27件	放送・コンテンツ等、インターネット通信サービス、自動車等
		50代	23件	放送・コンテンツ等、インターネット通信サービス、役務その他等
性別	件数	60代	48件	放送・コンテンツ等、役務その他、融資サービス等
		70代	54件	健康食品、書籍・印刷物、工事・建築・加工等
		不明	52件	相談その他、商品一般、役務その他等
女性	108件			
男性	104件			
不明	45件			

朝倉市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付事業を実施しています

都市計画課

耐震性のない木造戸建て住宅の耐震改修などの費用を補助します

市内の木造戸建て住宅（昭和56年5月31日以前の建築物）で、耐震診断の結果、耐震性がないと診断された住宅の耐震改修工事および耐震シェルター（注1）・防災ベッド（注2）設置（いずれも既に契約している場合を除く）について、その費用の一部を市が補助します。補助対象者、対象住宅などの条件がありますので、詳しい内容は、市ホームページまたは市都市計画課計画管理係へお問い合わせください。

また、補助金の申請前に耐震診断を受ける必要がありますので、ご注意ください。なお、耐震診断には福岡県の助成制度「福岡県耐震診断アドバイザー」制度（注3）が利用できます。

（注1）耐震シェルター：家屋が倒壊しても一定の空間を確保することによって命を守る装置。

（注2）防災ベッド：就寝中の地震から身を守ってくれるベッド。

（注3）福岡県耐震診断アドバイザー制度：福岡県の制度で、昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅を対象として、登録された建築士（耐震診断アドバイザー）が申請者宅の耐震診断を行う制度。なお、1件あたり3千円の自己負担が必要となります。申し込みは、一般財団法人 福岡県建築住宅センター（☎092-781-5169）へ。



■補助金額：【耐震改修工事】工事費の50割（上限40万円。市内事業者と契約した場合60万円）

【耐震シェルター・防災ベッド設置】設置費の46割（上限30万円）

■受付場所：市都市計画課計画管理係

問 市都市計画課（内線61-238、271）

朝倉市まちづくり審議会の委員（公募委員）を募集します

総合政策課

これからの朝倉市のまちづくりにあなたの考えを生かしてみませんか

市では、平成29年度から平成30年度にかけて、平成31年度以降のまちづくりの長期的かつ基本的な指針となる「第2次朝倉市総合計画」を策定します。計画の策定にあたっては、「朝倉市まちづくり審議会（25人以内）」を設置し、さまざまな立場や幅広い視点で、朝倉市の目指す姿やこれからのまちづくりに必要な取り組みなどについて審議します。

この審議会の委員のうち、公募による委員を次のとおり募集します。皆さんの応募お待ちしております。

■任期：平成29年8月（予定）から平成31年3月まで
※平成29年度は、2～3回程度の会議を平日に開催する予定です。
開催日などの詳細は委員の皆さんとの話し合いで決定します。

■募集人員：4人以内
■委員報酬：1回につき3千円（交通費含む）

■応募資格：平成29年4月1日時点で

18歳以上の市内在住または在勤もしくは在学の人

※市職員、市議会議員の兼務は不可

■応募方法：8月8日（火）までに、作文【テーマ】「私が思うこれからの朝倉市のまちづくり」（自由様式）を800字程度でまとめ、①氏名②住所③生年月日④電話番号⑤会社名、学校名（市内に在勤・在学の人のみ）を明記し、直接持参、郵送、電子メールいずれかの方法で提出してください。
■選考結果：応募者全員に郵送でお知らせします。

■応募先：市総務部総合政策課企画政策係（〒838-8601 朝倉市菩提寺4-1-2、電子メール sousei@city.asakura.lg.jp）

問 市総合政策課（内線61-384）



高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービス課

高額介護サービス費は、平成29年8月1日から次のとおり変更になります。

また、同じ世帯の全ての65歳以上の介護負担割合が1割となっている世帯は、新たに自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの

問 合計額に対して、44万6400円（3万7200円×12カ月）の負担上限額を設定します。平成29年8月1日から3年間の経過措置です。
問 市介護サービス課 給付育成係（内線61-223、261）

対象となる人	平成29年7月までの負担上限（月額）	平成29年8月からの負担上限（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円（世帯）	44,400円（世帯） （見直し）
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている人	37,200円（世帯）	※同じ世帯の全ての65歳以上の介護負担割合が1割の世帯に年間上限額（44万6,400円）を設置
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない人	24,600円（世帯）	
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	
生活保護を受給している人など	15,000円（個人）	

コミュニティ助成金で備品を整備

ふるさと課

このほど金川地区コミュニティ協議会において、宝くじの助成金を活用して備品（草刈り機等）を整備されました。

この助成は、地域活動の健全な発展を目的として、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源に、宝くじの社会貢献広報事業として実施されています。

今回、整備された備品は、環境保全や河川愛護活動など、金川地区の健全な発展と環境整備に役立てられます。



▲整備された草刈り機

問 市ふるさと課コミュニティ推進係（内線61-518）

市職員の懲戒処分

人事秘書課

市では、パワーハラスメント行為などをした職員に対し、平成29年6月23日付けで、地方公務員法第29条に規定する職員の懲戒処分を行いました。

②処分の内容
減給（給料月額10分の1、1カ月）

詳しくは、「朝倉市職員の懲戒等処分に係る指針」に基づき、市ホームページ（http://www.city.asakura.lg.jp）で公表しています。
問 市人事秘書課（内線61-327）

被処分者 処分内容
市民環境部 主査 61歳 男性